

〈個人研究〉

「日本の外国人政策と多文化共生の進展」

日本の外国人政策と多文化共生の実態

リー スー イム
李 洙 任

はじめに

本稿は、グローバル化の潮流から日本の閉鎖的な外国人政策が微妙に変化しつつある状況を鑑み、その実態を論じることを目的とする。経済界のニーズによって増減する外国人労働者、18歳人口減少の対策から大学で急増する留学生、そして外国人との国際結婚など日本社会での外国人の存在は多様化している。すなわち、労働、教育、社会において外国人の存在は顕在化し、外国人の社会統合は焦眉の課題である。経済的要因から生まれた日本の多文化共生は、経済不況で後退するのか、もしくはグローバルの潮流によりさらに進展するのかを考えてみたい。

現代の奴隷制度—外国人技能実習制度

2013年3月14日、広島県江田島市のカキ養殖加工会社で、会社社長と従業員が殺害され、7人が負傷するという事件が起こった。容疑者は、外国人技能実習制度下で労働者として働いていた中国人実習生である。外国人技能実習制度は、実習生の出身国の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成のためと、実習生に技能・技術・知識を修得させるという名目で創設された。しかし、実際は労働者不足に喘ぐ産業に安価な労働力を補填する制度として機能している。村下（1999）は、日本の外国人労働者政策は、戦前・戦後の外国人政策の延長上にあり、ある意味では日本は正常かつ

適切な外国人労働者政策をもちえていないと問題の本質を指摘する。少子高齢化や労働者不足を背景に、外国人労働者は労働者不足の補填として見られ、最も脆弱な立場に置かれている。日本の、外国人政策は場当たりに策定され、外国人の社会統合という視点は欠如している。外国人技能実習制度もその例外ではない。

「現代の奴隷制度」¹⁾もしくは「人身売買」²⁾であると国内外で批判を浴びている外国人技能実習制度は、1993年の制度設置以来、賃金不払いやハラスメントが続発した。これらの問題に対処するために2010年7月に制度改正され、技能習得期間のうち実務に従事する期間はすべて「労働者」として扱うことになったが、実習期間は短く、来日したらすぐに実務に入るのが現実である。2011年4月15日、日本弁護士連合会は「構造的に奴隷状況に外国人労働者を置く」外国人技能実習制度を即廃止すべきと警鐘を鳴らした。また、外国人住民が他の市民と共生しうる多民族・多文化の共生する社会の構築を政府が推進する体制を早期に構築することと提言している。

濱口（2010）は、日本の外国人政策における問題の原因は、それが労働政策として位置づけられることなく、もっぱら出入国管理上の問題として扱われることに原因があるとする。1989年12月の入管法改正に至る過程で、雇用・労働問題の主管官庁である労働省（当時）は、雇用許可制を提起し、外国人労働者労働法という特別法を省内において初めて検討に着手した。しかし、濱口による

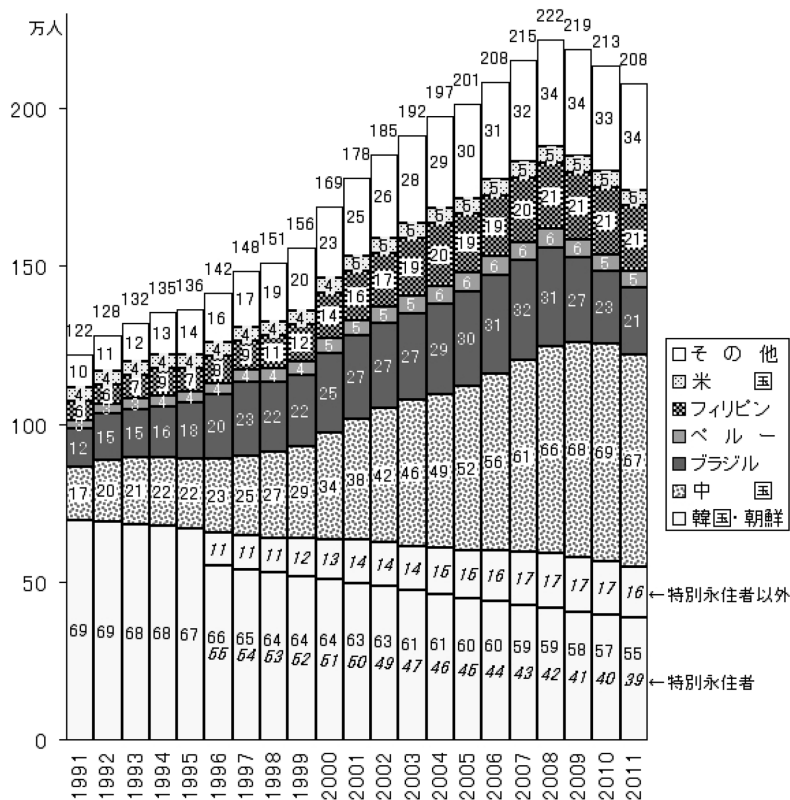


図1 外国人登録者数の推移（1991年から2011年まで）

出典：社会実情データ図録

と、労働省と法務省の激しい縄張り争いによって、法務省が勝利し外国人労働者労働法は霧散してしまい、その状態が現在まで続いている。

日本在住の外国人登録数は2,078,508人（法務省報道発表資料、2011年末現在）で、全人口の2%弱と、他の先進国と比較しても外国人の受け入れの割合は低い。外国人数を国籍別に見ると、中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、アメリカの順に多いが、韓国・朝鮮の中には四世、五世も見られ、日本の外国人の社会統合は遅れていることがわかる。

図1は1991年から2011年までの国籍別外国人登録数を示すが、外国人の様相はこの10年で大きく変わったことがわかる。1991年では、韓国・朝鮮は全体の57%を占めていた。1989年に日本の出入国管理法が改正され、労働力補填のために、三世までの日系人（ブラジルとペルー）とその家族

を無制限に受け入れることになった。1991年には日系人は、約15万人で、全体の12%を占めていた。その後出稼ぎが当初の目的だったのが定住化を望むものが多くなり、日本国籍を取得し永住化するものも増えた。中国人も増加し続け、2007年には韓国・朝鮮に代わって日本に在住する最多外国人となった。中国人とは対照的に、特別永住者の韓国・朝鮮の数は、日本人との国際結婚や帰化による日本国籍取得者の増加により減少の一途を辿っている。

韓国・朝鮮の人たち、いわゆる旧植民地出身者であるオールドカマーの環境は、中国人や日系人のようなニューカマーと呼ばれる外国人の環境とは異なる。最多となった中国人の在留資格は多様で、通称名を使って不可視的に生活する韓国・朝鮮人とは対照的でその存在は日本社会のいたるところで顕在化されている³⁾。日系ブラジル人やペ

ルー人は、2008年のリーマンショック後、仕事を失い帰国する選択を余儀なくされたため減少傾向にある。フィリピン人は堅調な推移を示しており、後述する日本人と国際結婚する伴侶としてもその存在は大きい。

外国人対策の二極化—光と闇

2009年7月8日、住民基本台帳制度の適用拡大を行う関連法案が国会で可決され、出入国管理及び難民認定法が改正された。1947年に始まった外国人登録制度が廃止され、外国人も住基台帳法に組み込まれることになった。法務省は、今回の改正の意図は適法に在留する外国人への利便性を高めるものとなり、「外国人を住民」として捉え、台帳制度に基づいた住民行政の基礎固めを目指したものとしている⁴⁾。しかし、日本人には課せられない外国人登録証に代わる在留カード携帯義務制度は残り、一般永住者も在留カードの携帯義務は免除されなかった。一方で、特別永住者には、特別永住者証明書が発行されることになったが、携帯義務こそ免除されたものの、入管職員等から提示を求められた場合などの提示義務があり、しかも提示を拒否した場合に提示拒否罪は成立する。

改正前では不法残留者であっても地域の行政サービスは享受できたが、新制度では彼らの存在が把握しづらくなり、居住する地域での行政サービスも受けられなくなる。

闇の世界に押し込められる外国人がいる一方で「高度外国人材」という言葉で脚光を浴びる外国人も存在し始め、外国人の状況に二極化が起きている。他の先進国と競争に置かれているのがこの高度外国人材の獲得である。法務省はビザ発給条件にポイント制を導入することにより、優遇すべき高度外国人材の選別をする制度を開始した。すなわち、外国人の質を点数で採点し、その採点結果に基づき、在留資格を決定する方式である。政府が優秀な人材と認めた場合は、入国から就学、そして就労ビザ、一般永住資格の取得、海外渡航に有利なパスポート取得のための日本国籍取得へというコースに乗せて優遇する制度でもあり、流れは加速化されつつある。そして、光を

集める高度外国人材であれ、闇の世界に置かれる不法就労者であれ、日本の労働力需給調整システムに組みこまれる労働者であることに違いない。

移民予備軍としての留学生

この流れを受けて日本の大学などの高等教育機関は高度外国人材の養成を行い、企業に送り込むという制度が機能し始めた。2008年7月29日、文部科学省は日本を世界に対してより開かれた国に発展させる「グローバル戦略」の一環として「留学生30万人計画」を策定した。これは日本への留学生を2020年までに、当時の14万人から30万人に増やそうという計画である。しかし、栖原(2009)はその目的は不明瞭で、もし留学生を「移民予備軍」として位置づけるとすれば日本社会における留学生の立場や環境、イメージに大きな変化が生じる可能性があり、新たな文化摩擦が予想されると警鐘を鳴らす。留学生の質の劣化や量的停滞という懸念はこのころから聞かれ、「日本の大学に学ぶ価値などない？中国人留学生の劣化と急減の背景」という記事も見られるようになった(姫田、2008)。

2012年5月1日現在の留学生数は、137,756人(対前年319人・0.2%減)であり、中華人民共和国(86,324人)、韓国(16,651人)、台湾(4,617人)の順になる。図2は、1983年から現在までの留学生数の推移を示すが、2010年をピークとしその後は減少傾向にあり、2020年までに30万人は達成できないとする意見も聞かれる⁵⁾。中国は2011年比では、1,209人・1.4%減、韓国、989人・5.6%減となった。一方、増加傾向にあるのは、台湾は4,617人(46人・1.0%増)、ベトナム4,373人(340人・8.4%増)、ネパール2,451人(435人・21.6%増)である。緊張する日中、日韓関係、また震災が留学生数に影響してか、中国と韓国からの留学生は減少しつつあるが、台湾、ベトナム、ネパール、そしてその他のアジア諸国に視点は移りつつある。

文部科学省は、「国際化拠点整備事業(大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業)」を発表し、13の大学がこの事業に選ばれた。英語に

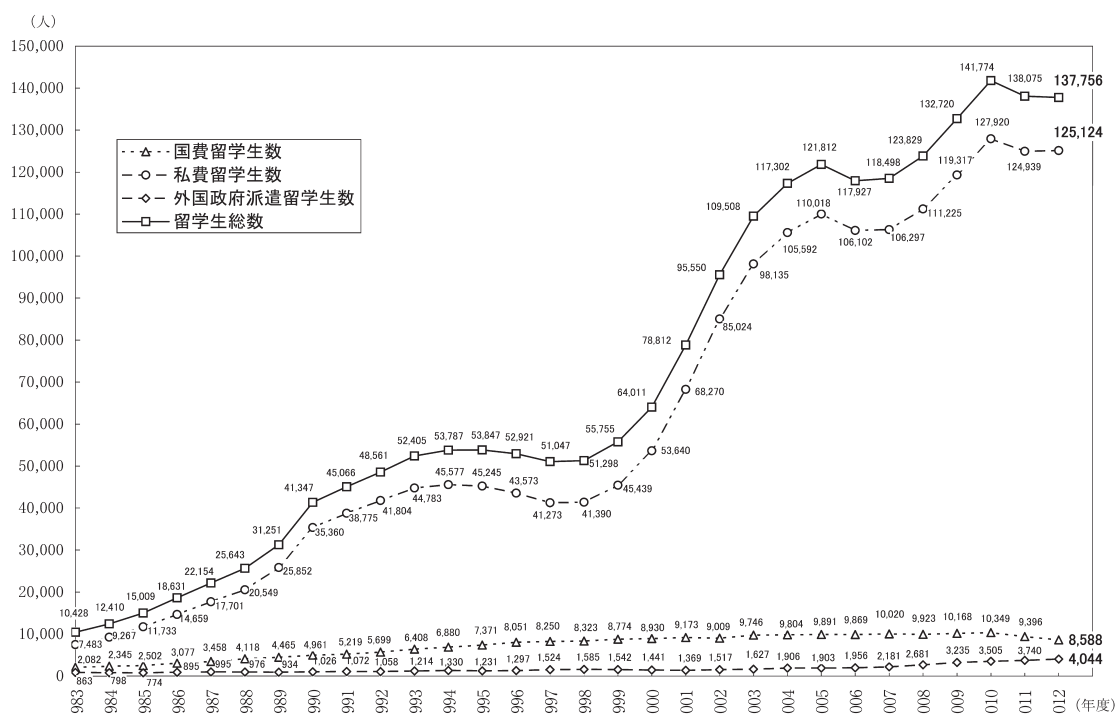


図2 大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・準備教育課程における留学生数の推移（留学生総数（高等教育機関在籍者数）（各年5月1日現在）

出典：日本学生支援機構「2012年度外国人留学生在籍状況調査結果」

※参考：外国人留学生数、24,092人（2012年5月1日現在）、上記留学生総数には含まれない。

準備教育課程とは大学に入学するための準備教育。

よる授業を取り入れ、国際的に活躍できる高度人材を養成することを目的とし、選出された大学は、ベトナム、インド、ウズベキスタン、ロシア、エジプト、チュニジア、ドイツなどに海外大学共同利用事務所を開設し、留学生募集を行う（図3参照）。

日本の留学生数は増加傾向にあるが、留学生数が大学生全体で占める割合は4%弱であり、他の先進国、たとえばオーストラリア（33.4%）、イギリス（27.0%）、ドイツ（12.0%）、フランス（12.0%）と比較するとその割合は低い（文科省、2013）。先進国における少子化を背景とする高度外国人材獲得競争の激化により、インドや中国をはじめとするアジア諸国に対する先進国の大学による留学生募集活動は強化されることが予測される。しかし、少子化と国際化の下で、留学生を増やし、就職を支援する制度はうまく機能してい

ない。その原因として、日本の雇用方式や日本企業側の受け入れ体制が十分でないことなどが挙げられる（古本、2010）。

卒業後日本において就職を希望する留学生は全体の61.3%だが、卒業後日本で就職できた留学生全卒業生の9,684人（30.6%）にすぎない。雇用方式に加えて、就職情報の不足や卒業後の就職活動期間が限定されており、留学生は不利な状況に置かれる（古本、2010）。欧米の場合、留学生はその国の学生と同じ額、もしくはそれより高い授業料を支払い、奨学金も受入れ国の学生より取得が難しい。日本の場合、財政助成は留学生を獲得する上で必須とされている。手厚い奨学金や授業料減額を提供しているゆえか、資格外就労を監視するために大学は法務省の監視機関として機能している。



図3 海外大学共同利用事務所

出典：グローバル30ホームページから

輸入された「国際化」

日本の国際化は、中曽根元首相（任期：1982年11月27日—1987年11月6日、以後中曽根）の旗振りで始まった。中曽根と言えば、1986年9月22日の静岡県で開かれた自民党研修会で「米国は黒人とかプエルトリコ、メキシカンとかそういうのが相当あって平均的にみたら知的水準が非常にまだ低い」と発言したことで有名である⁶⁾。その発言に対し、米国で大抗議がおき、陳謝するはめになったが、その発言の背後には自民族中心主義、同質社会を重んじる価値観が垣間見られる。中曽根は任期中に「留学生10万人計画」を掲げ、「教育」「友好」「国際協力」をキーワードに、2000年までに10万人の受入れを目指すとした。その数値目標は、かろうじて2003年に109,508人に達成したが、その実態は「留学生10万人計画」の成果ではなく、入国管理の大幅な規制緩和と中国・韓国の経済発展に伴う私費留学生の増加によるものであった（茂住、2010）。

国際化という政府主導の旗振り政策で、国際化を教育現場に導入しようと1987年にJET（The Japan Exchange and Teachers Programme）プログラムが開始された。JETプログラムは、地域レベルでの外国語教育と国際交流の促進を支援することによって、日本の地方自治体において国際化を推進することを目的としていた。「国際理解」は欧米諸国に重点が置かれ、初年度のJET参加者848人はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの4か国からの出身だった。その職種の内訳は地方公共団体で国際交流業務に従事する「国際交流員」（Coordinator for International Relations/CIR）35名と、公立中・高等学校において外国語指導の補助等を行う813名の「外国語指導助手」（Assistant Language Teacher/ALT）が雇用された（JETホームページ、2013）。白人至上主義、米英至上主義、ネイティブ・スピーカー至上主義に裏付けされた英語観が強まり、人種の異なる外国人、特に金髪碧眼の外国人は「国際化」や「グローバル化」の象徴

となった (McConnell, 2000)。

JET プログラムが始まった、日米の貿易赤字解消のための為替操作を容認した対米妥協策と解釈されるプラザ合意が締結されている。教員として未経験のアメリカの若者を日本に高額の給与や条件で JET プログラムの参加者として迎え入れ、二国間の貿易不均衡を是正する方策だったと理解しても不思議ではない。

開始以来20年目の2006年では、招致国は44か国から44か国に、JET 参加者も848人から5,508人へと増え、年次予算は400億円と言われる大プロジェクトとなった。ALT を国籍別に見ると、アメリカ人が未だ圧倒的に多く2,759人、それについてイギリス669人、カナダ655人、オーストラリア340人が雇用されている。TOEFL (Test of English as a Foreign Language) スコアで見られる肝心の英語力の達成度⁷⁾という教育効果と費用対効果を考えると JET プログラムは問題が多い制度である。

日本の多文化共生の実態—労働、教育、結婚

2009年、第171回国会で「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立した。前述したようにこの法律の施行によって、外国人登録法は廃止された。日本政府は、今回の改正の意図は適法に在留する外国人への利便性を高め、「外国人を住民」として捉え、台帳制度に基づいた住民行政の基礎固めを目指したものであるとしている。しかし、実態は、法務省と地区町村が二元的に管理されていた外国人の現在留管理制度を一元化することになり、「共生」に見せかけた「管理」体制の強める結果になっている。

新制度は、法務省が在留管理に必要な情報を継続的に把握できるシステムであり、いわゆる「点から線への在留情報の一元的把握」が可能となり、外国人管理の精度は高まる。外国人は労働者として、留学生として、また日本人の伴侶として日本社会のいたるところで生活を営んでいる。労働、

教育、そして結婚においてグローバル化が起こり、外国人は日本を第二の故郷として考えている人たちである。外国人登録証になかった事項、たとえば「就労制限の有無」「資格外活動許可」などが記載される在留カードが交付され、IC チップにも記録される。「特別永住者」には許可証を発行、「非正規滞在者」には在留カードは発行されない。「外国人は日本人と同じ住民です」、とアピールしながらカードの常時携帯義務や居住地変更届出義務違反の重罰規定を課した。もちろん日本人にはそのような義務はない。新たな手法で外国人を管理しようとする理由はどこにあるのかを考えてみたい。

1. 韓国・朝鮮人から中国人へ

日本社会に在住する外国人は、旧植民地出身者である韓国・朝鮮籍が多数派である時代が長く続いたが、上述したように今日は減少傾向にある。彼らは文化的、言語的に同化されており、差別を避けるため通称名を使って不可視的な存在で生活している場合が多い。しかし、ニューカマーの中国人は多様な在留資格をもっているため、日本政府も彼らをさらに精密な管理下に置きたいというのが本音であろう。かつて (今も続いているかもしれないが)、韓国・朝鮮人が管理対象であったように。しかし、韓国・朝鮮人が多数派であった時代と大きく異なるのは日本社会そのものの変化と世界の変化である。少子高齢化で労働者不足はまぬがれず、グローバル時代に即した人材育成が急がれ、外国人の社会統合は焦眉の課題である。にもかかわらず、政府は管理の手を緩めないところに矛盾が生じる。

2. 国籍混合世帯の増加

1980年以降、日本における婚姻件数の総数は減少しているが、国政結婚の件数は増加傾向にある。図4は、国際結婚についてのデータを示すが、結婚総件数において国際結婚の比率で4%を超えている。1970年代にはなお1%を下回っていた国際結婚比率は、1989年には3%を上回り、2006年には、6.1%となった。その後、フィリピン女性との婚姻数の激減など結婚件数の大幅な減少に伴っ

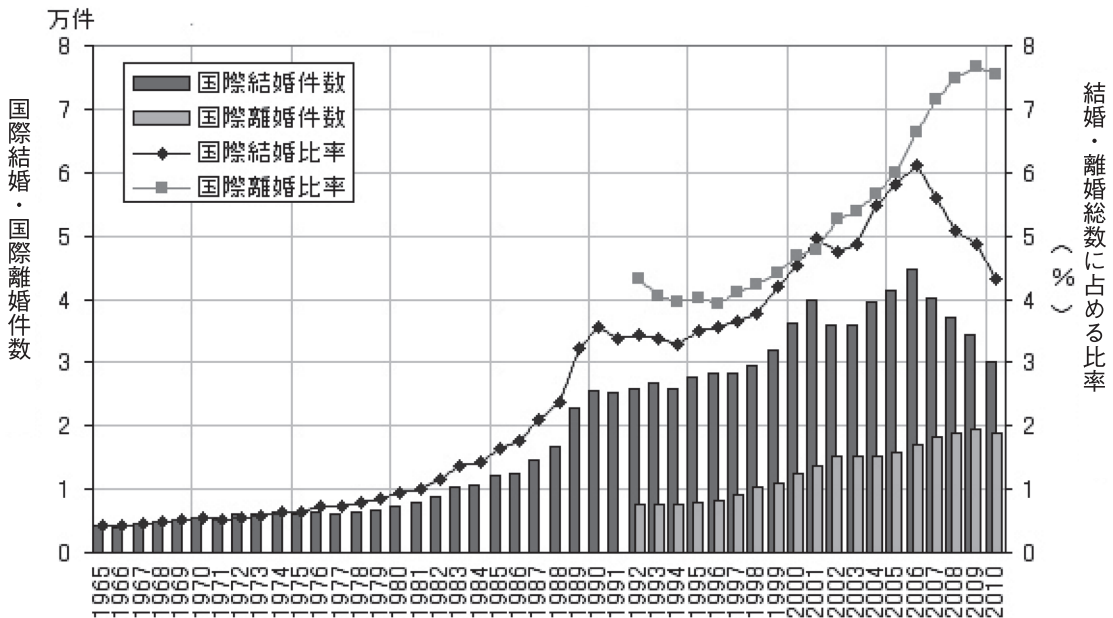


図4 婚姻、離婚について、夫婦の一方が外国人の場合の件数と比率（％）

出典：社会実情データ図録

注：厚生労働省「人口動態統計」国際離婚件数は1992年から公開。

て比率も低下し、2010年には4.3%だった。しかし、現在においても結婚件数100件のうち4件は国際結婚である。結婚の総件数は減少傾向にある一方で、国際結婚はこれからも増加することが予想される。そして、いわゆる国籍混合世帯が増える結果、世帯単位の居住関係が正確に把握できなくなり、家制度に基づくデータが入取できないという日本の戸籍システムに支障をもたらす。図4からわかるように国際結婚の離婚率は増加しており、ドメスティックバイオレンスなどの事例が報告されている⁸⁾。

次に国際結婚における外国人の伴侶の国籍を見てみよう。1965年からの外国人妻の国別推移については、韓国・朝鮮人女性が多かったが、1992年以降、フィリピン人女性が最多となり、1997年以降は、中国人女性が最多となった（図5参照）。外国人夫の場合は、1970年までは米国人が最多であったが、1971年以降は韓国・朝鮮人男性が最多となった。韓国・朝鮮人は特別永住者の場合、文化的、言語的には日本人と違いはなく、ニューカマーの外国人との結婚と状況は異なる。しかし、

韓国・朝鮮人男性との結婚は1996年から減少に転じ、それに代わって、米国人や中国人の他、「その他」に示される外国人男性との結婚が増え、その国籍は多様化している（図6参照）。

3. 活発化する外国人の移動

急増するニューカマーの移動が活発化し、在留外国人の情報把握が困難になっている。旧の外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録対象となっていたが、新制度では不法滞在者には在留カードは発行されない。結果として地域の住民サービス、例えば、不法残留者の子供の就学機会などが失われる可能性が高まる。一定の在留資格をもって日本に入国するものの、不法残留者に転落した外国人は在住地域を転々と移動する場合が多いので、データ管理を一元化することによって管理を強められることができる。

4. 不法残留者の管理

2011年1月1日現在の本邦における不法残留者数は7万8,488人である。国籍（出身地）別に見

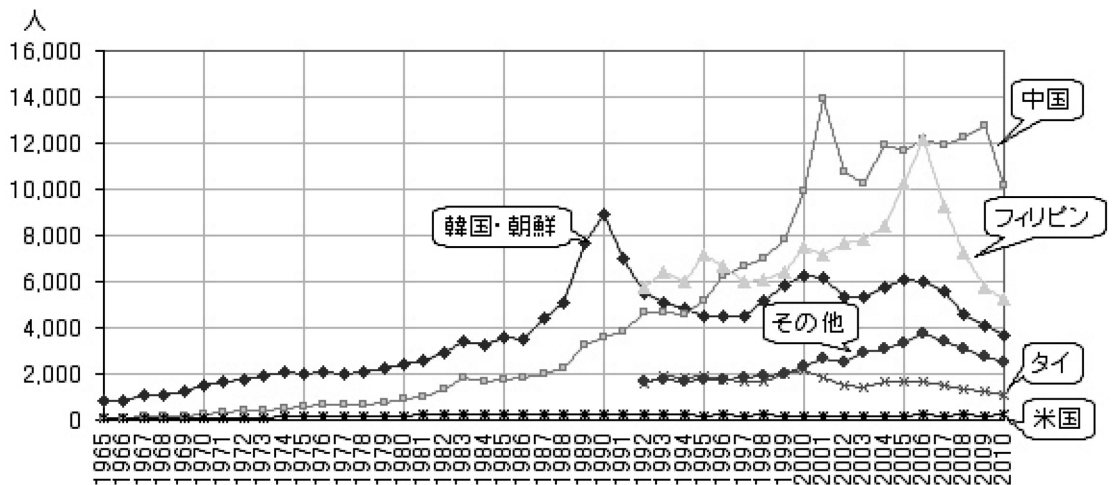


図5 外国人妻

出典：社会実情データ図録

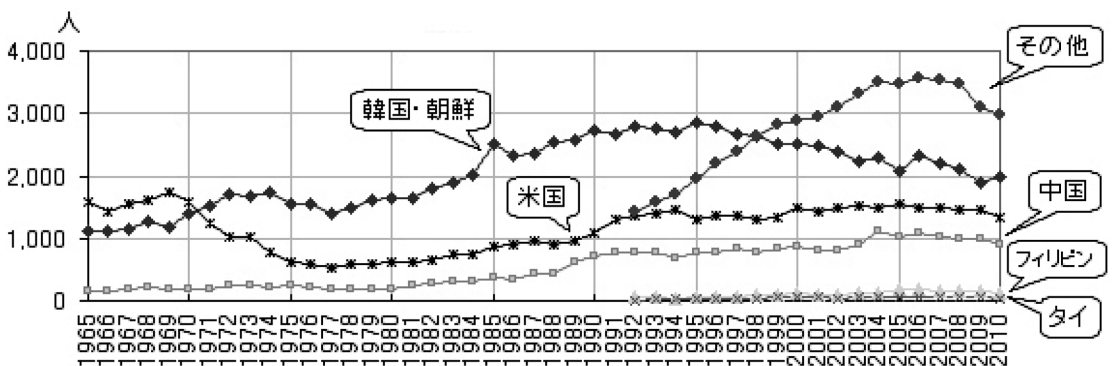


図6 外国人夫

出典：社会実情データ図録

ると、不法残留者が多い国順は、韓国（24.6%）、中国（13.2%）、フィリピン（11.9%）、中国（台湾）（6.1%）、タイ（5.4%）である（図7参照）。「短期滞在」から不法残留する者が最も多く54,220人、韓国はその32%を占め、17,568人、「留学生」から不法残留するもの、4,322人、中国がその77%で3,318人、「興行」から不法残留に転落するもの、3,425人、フィリピンがその85%を占め、2,912人、「研修」から不法残留するもの1,192人、中国34%（405人）、フィリピン12%（147人）、タイ11%（128人）である（表1参照）。「研修生」として入国しても脱走し、日本社会でよりよい労働条件を求めて不法残留するものは後を絶たない。1980年

代では、不法残留者は30万人を越えたときがあった。その時と比較すると数は大きく減少しており、データ管理一元化はさらに精密に不法残留者を管理下に置ける。

5. 行政サービスのスピード化

高度外国人材を多く受け入れたいとする方針上、長期滞在、定住化する外国人に対するスピーディーな行政サービスが要求されている。「日本社会が長期滞在、そして永住、最終的に日本国籍取得に至るプロセスを歩む外国人をどのように増やせるか、という課題に対して法務省の方針が変化しつつある。

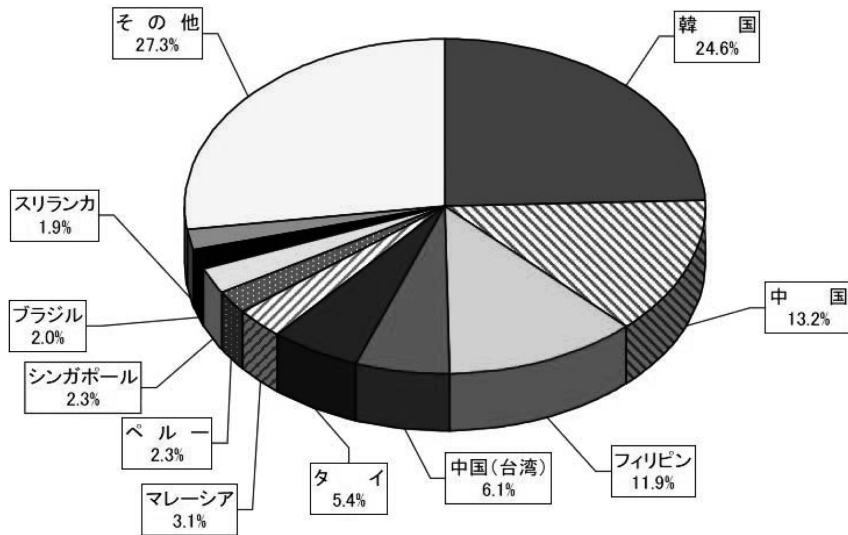


図7 国籍（出身地）別 不法残留者数の割合

出典：法務省「国籍（出身地）別 不法残留者数の割合（2011年1月1日現在）」

表1 国籍（出身地）別 在留資格別 不法残留者数（2011年1月1日現在）

国籍（出身地）	総 数	在 留 資 格				
		短期滞在	留学	興行	研修	その他
総 数	78,488	54,220	4,322	3,425	1,192	15,329
韓 国	19,271	17,568	365	9	14	1,315
中 国	10,337	2,099	3,318	118	405	4,397
フィリピン	9,329	3,248	35	2,912	147	2,987
中国（台湾）	4,774	4,716	4	4	5	45
タ イ	4,264	3,424	43	15	128	654
マレーシア	2,442	2,377	10	0	8	47
ペ ル ー	1,794	776	3	1	5	1,009
シンガポール	1,789	1,778	1	0	0	10
ブ ラ ジ ル	1,536	135	4	19	1	1,377
ス リ ラ ン カ	1,498	1,139	170	1	48	140
そ の 他	21,454	16,960	369	346	431	3,348

出典：法務省「国籍（出身地）別 在留資格別 不法残留者数（2011年1月1日現在）」

注：「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」（2010年7月1日施工前の出入国管理及び難民認定法上の在留資格）だった者の数も含まれ

企業中心の一元的経営からの脱皮

2003年1月1日、日本経済団体連合会は、日本が活力を取り戻すために東アジアの隣国との共存を強調し、東アジア全体で商業を発展させ、「東

アジア自由経済圏の確立」を提唱している。具体的には、日本の活力と競争力を維持・強化するには、グローバルな自由化やルールづくりが必要となり、日本に入境する外国人の7割がアジア人であることから、「東アジア自由経済圏の確立」と

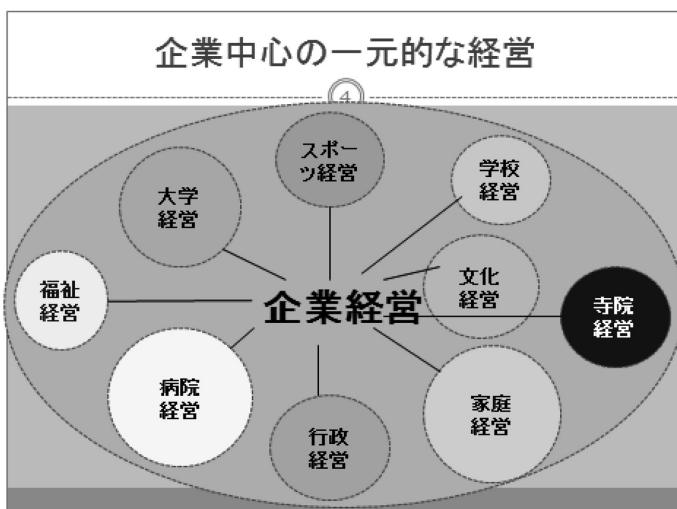


図8 企業中心の一元的な経営

出典：重本直利『もしマルクスがドラッカーを読んだら資本主義をどうマネジメントするだろう』かもがわ出版、2013年、102頁。

「隣国のアジアへの日本の開国」は切り離すことができないとした。かつ「多様性の容認、外国人も日本で能力を発揮できる環境を整備」して積極的な外国人施策をとることが、日本のめざすべき社会目標であるとした。

しかし、2008年にリーマンショックが起こり、日本企業が大きな痛手を受けると外国人労働者は解雇対象者の最優先に置かれた。ホンダや三菱自動車も減産や工場の人員削減を発表し、労働力確保のため、南米日系人など外国人の住みやすい町づくりに取り組んできた地域に不況の波が押し寄せると一挙に日本の多文化共生は後退する。

重本（2013）は、「企業中心社会では、他の機関が企業論理にひっぱられ、様々な社会問題を生み出し、被害は社会の最も脆弱な人たちに向けられる」と指摘する（102頁）。図8は、企業の一元的管理によって、様々な機関が影響を受けていることを示すが、資本論理が社会における支配的な力は絶大で、大学経営、病院経営、行政経営、家庭経営が企業の一元的な経営によって、家庭経営も含む様々な機関や組織が影響を受けている。外国人政策も例外ではない。外国人が労働、教育、そして家庭において重要なプレゼンスになりつつある現状を見ると、日本企業は、外国人の社会的統

合を視野に入れた雇用を考えるべきである。

外国人すなわち移住労働者は、日本経済の底辺を支えてきた。伝統産業であれ、単純労働であれ、外国人の存在があったにもかかわらず日本社会ではあまり知られていない（李、2012）。内なる国際化に目を閉ざす限り、日本企業や政府が躍起になるグローバル人材の育成は、単なる流行語で終わるのではないか。

まとめ

日本の多文化共生は「管理枠内での「共生」」なのか、内外人平等の精神を貫く「共生社会」を目指したいのか、その方向が明確に定まっていない。日本が外国人政策において明確な方向性を見出せないのと対照的に、隣国の韓国では目に見える形で多文化共生が進展している。急速な外国人の増加によって、金大中・盧武鉉の2期10年にわたるリベラル政権は人権保護と民主化の流れに沿って政策転換を行い、民主化運動で培った市民運動側が外国人関連の課題を社会問題化し、政策転換にも大きく影響を与えた⁹⁾。政府の主導と市民力が相乗効果を生み出し、外国人救済に奔走するNPOの活躍がめざましい。韓国からヒントを得

るとすれば、日本の多文化共生を進展させるために日本の市民力を強めることが第一歩であるかもしれない。

政府や企業だけでなく、大学も責任を問われるべきで、日本の留学生制度には「学び」と「就労」という目的の二重性があることに大学は目を閉ざしている。真剣な学びなしで安易に卒業できるのなら、日本人学生の市民力の涵養にもつながらない。企業と大学との歪な関係性を考えなおし、社会との関係性を重視した教育機会を提供すべきである。

日本政府は巧みに「外国人」を「国民」と対比させ、外国籍住民に対して差別的、排除的な施策を戦後から現在まで貫いてきた。「外国人」という言葉で「国民」と対比させ、国は「国民」のためにあり、「外国人」はあくまでも周辺で生活している人たちとして位置づけられる。毛受(2011)は、日本で移民受け入れが進まない心理について、1) 外国人の存在は社会に害をもたらすと信じられている、2) 日本男性中心の社会的同質性、3) 日本の将来への危機感の欠如と、説明している。韓国・朝鮮籍出身の帰化者の中で、民族名を維持しながら日本国籍を取得する人たちが増えている。ソフトバンク社長の孫正義氏などはその例である(李、2012)。佐々木(2011)が提言するように、帰化者や二国の文化の狭間にいる人たちの存在は、日本人というネーションを内部から変容させる可能性を持つ。そして彼らの存在そのものが今後の日本社会が向かうかもしれない国民像の一つを示しているかもしれない。言い換えると、ハイブリッドな背景をもつ日本人を増やすことが日本の移民政策を進展させ、日本人の市民力を強める要因になるかもしれない。

注

- 1) 「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会『「研修生」という名の奴隷労働—外国人労働者問題とこれからの日本』花伝社、2009年。安田浩一『外国人研修生殺人事件』七つ森書館、2007年を参照。
- 2) 2012年6月19日米商務省は、世界各国の人身売買の実態をまとめた年次報告書を発表、日本は外国人研修制度に人身売買に近い実態が見られるなどとし、11年連続で「人身売買根絶の最低基準を満たさない」

として2番目のランクだった。

- 3) 中国人の在留資格は多様化しており、その内訳は「一般永住(約18万人、30%を占め最多)」「技能実習(約13万人、80%で最多)」「留学(約12万人、67%を占め最多)」「家族滞在(約6万人、50%を占め最多)」「日本人の配偶者(約5万人、27%を占め最多)」「定住(約3万人、16%を占め、ブラジル、フィリピンについて3番目)」「人文知識・国際業務(約3万人、50%を占め最多)」である。
- 4) 総務省も、外国人住民に係る住民基本台帳制度についてで、外国人住民と呼称し、「入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっているゆえの制度」と説明している。
- 5) 茂住(2010)は、1980年代に掲げられた「留学生10万人計画」の達成が実際は20年かかった。その実態は、入国管理の大幅な規制緩和と中国・韓国の経済発展に伴う私費留学生の増加によるものであったとし、留学生の就業率も低かったことを指摘し、よって、30万人計画は、実現の可能は難しいとしている。
- 6) 1986年、9月22日、静岡県田方郡函南町のホテルで自民党全国研修会で行われた当時首相であった中曽根康弘が以下の発言をし、米国社会を蔑視し、日本社会を賛美した。知的水準発言として米国から批判が殺到した。「日本はこれだけ高学歴社会になって、相当インテリジェントなソサエティーになってきておる。アメリカなんかよりはるかにそうだ。平均点から見たら、アメリカには黒人とかプエルトリコとかメキシカンとか、そういうのが相当おって、平均的にみたら非常にまだ低い。」
- 7) 2010年TOEFLスコア・国間比較においては、日本はTotal Score 67点と、カンボジア68点、タジキスタン共和国と並び、アジア35か国中最下位、北朝鮮75点、韓国81点、中国76点、ベトナム70点、台湾74点、アフリカを除く地域で日本より低いのはハイチの61点のみだった。
- 8) 「DVDと在日外国人」特定非営利活動法人シェアー、国際保健協力市民の会を参照。
- 9) 詳細は、佐野孝治「外国人労働者政策における「日本モデル」から「韓国モデル」への転換—韓国における雇用許可制の評価を中心に—『福島大学地域創造』第22巻、第1号、38-54頁。宣元錫「動き出した韓国の移民政策」『世界』2009年11月号を参照。

参考文献

- 「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会『「研修生」という名の奴隷労働—外国人労働者問題とこれからの日本』花伝社、2009年。
佐々木てる「日本人」と「外国人」の間：コリア系日本人という試み(＜特集I＞包摂と排除のアボリア

- 多文化状況でのエスニック・アイデンティティ—」フォーラム現代社会学(9)、2010年、9-19頁。
- 佐野孝治「外国人労働者政策における「日本モデル」から「韓国モデル」への転換
—韓国における雇用許可制の評価を中心に—『福島大学地域創造』第22巻、第1号、2010年、38-54頁。
- 重本直利『もしマルクスがドラッカーを読んだら資本主義をどうマネジメントするだろう』かもがわ出版、2013年。
- 栖原暁「留学生30万人計画」の意味と課題 テーマ「日本の留学生政策の再構築：『知的国際貢献』から『高度人材受入れ推進』へ、移民政策学会2009年度年次大会 ミニシンポ、2009年5月16日。
- 宣元錫「動き出した韓国の移民政策」『世界』2009年11月号。No.797、229-250頁。
- 濱口桂一郎「外国人労働者政策の失われた20年」『労務事情』2010年8月1・15日合併号、No.1191、2頁。
- 米商務省「世界各国の人身売買の実態をまとめた年次報告書」、2012年6月19日。
- 古本裕子「日本企業への就職を目指す留学生の直面する問題について—模擬試験問題から推測する筆記試験SPIの難しさ」『名古屋学院大学論集 言語・文化編』第22巻、第1号、2010年、83-96頁。
- 法務省、出入国管理白書・統計、2011年。
- 村下博『外国人労働者問題の政策と法』大阪経済法科大学出版部、1999年。
- McConnell, David, L. *Importing Diversity: Inside Japan's JET program*, University of California Press. 2000.
- 毛受敏浩『人口激減—移民は日本に必要である』新潮新書、2011年。
- 茂住和世「留学生30万人計画」の実現可能性をめぐる—考察東京情報大学研究論集 Vol.13 No.2、2010年、40-52頁。
- 安田浩一『外国人研修生殺人事件』七つ森書館、2007年。
- 李洙任編著 河明生、木村健二、田中宏、中村尚司、朴一『在日コリアンの経済活動—移住労働者の過去、現在、未来』不二出版、2012年。
- 日2013年2月1日) <http://www.uni.international.mext.go.jp/ja-JP/global30/>
- 社会実情データ図録「外国人登録者数の推移」、(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1180.html>
- 社会実情データ図録「国際結婚の動き」、(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1190.html>
- 総務省統計局「9-19夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数百分率」、(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001101888>
- <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Csvdl.do?sinfid=000014887963>
- 「DVDと在日外国人」特定非営利活動法人シェアー、国際保健協力市民の会(最終アクセス日2013年2月1日) <http://share.or.jp/share/index.html?PHPSESSID=723d6b23503631ca396c39bde288c1dc>
- 日本学生支援機構「2012年度外国人留学生在籍状況調査結果」、(最終アクセス日2013年2月1日) http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/documents/data12.pdf
- 姫田小夏「日本の大学に学ぶ価値など無い？ 中国人留学生の劣化と急減の背景」DIAMOND online「China Report」第15回2008年12月25日、(最終アクセス日2013年12月1日) <http://diamond.jp/articles/-/883>
- 法務省「国籍(出身地)別外国人登録者数の推移、(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www.moj.go.jp/content/000094842.pdf>
- 法務省「国籍(出身地)別 在留資格別 不法残留者数(2011年1月1日現在)」(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www.moj.go.jp/content/000072624.pdf>
- 法務省「国籍(出身地)別 不法残留者数の割合(2011年1月1日現在)」(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www.moj.go.jp/content/000072624.pdf>
- 法務省報道発表資料「2011年年末現在における外国人登録者数について(確定値)2012年6月8日」(最終アクセス日2013年2月1日) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00021.html
- 文部科学省「平成24年度外国人留学生在籍状況調査について—留学生受入れの概況 2013年2月8日」(最終アクセス日2013年2月1日) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/082/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2011/01/31/1300465_06.pdf

政策等参照 URL

- 「JET プログラムの歴史」、JET ホームページ、(最終アクセス日2013年2月1日) <http://www.jetprogramme.org/j/introduction/history.html>
- 国際化拠点整備事業(グローバル30)、(最終アクセス